

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第8回）

◆開会年月日	令和7年5月14日（水曜日）									
◆開催の場所	第3委員会室									
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	森	委員
			吉岡健	委員	中島綾菜	委員	斉藤雄二	委員	平山杏香	委員
			松井優美子	委員						
◆欠席委員	なし									

◆協議事項	1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について
	2 次会日程について
	* ヒアリングの実施時間について

◆議事内容

午前10時06分開会

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

4月21日の議会運営委員会で県内他市の状況について資料要求し、議会事務局から説明を受けることを決定した、「反問権の導入について」ご協議いただきたい。（資料は別紙のとおり）

※反問権の導入について、資料に基づき説明＜武田事務局長＞

※「局長からの説明内容について、意見はあるか。」＜佐藤委員長＞

【各会派の意見】

項目	草加自民党・ 無所属の会	SOKA新政	公 明 党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	反問権を行使した他市議会への視察を実施し、事例を調査することも大事ではないか。 反問権の導入は6月定例会にこだわらず慎重に検討し決めたい。提案者にどういう内容を想定して提案したのか聞いた。	検討内容が細かいので会派に持ち帰って検討したい。 反問権を導入することとなった場合、執行部の発言内容が反問でなかったりしたときに議長及び委員長が議事整理できるのか、反問権の行使により発生した時間を質問時間に含めないのであれば、反問回数の制限を検討事項としなくてもよいのか、この2点を確認したい。	会派に持ち帰って検討したい。	①～④	会派に持ち帰って検討したい。
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他				①～⑥	
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等				①～⑦	
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む				①	
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他				①	
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】 自席 ②その他				①	
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他				①	

※「松井委員から視察の実施という話があったが、意見を伺いたい。」

＜佐藤委員長＞

※「反問権を導入している他市議会の会議録や議会中継で確認ができるので、視察は実施しなくてもよいのではないか。」＜吉岡委員＞

※「検討に時間がかかっていることもあるので、反問権を導入している近隣市議会で視察を受け入れてくれるところがあれば視察を実施してもよい。」

＜森委員＞

※「反問権に関する草加市議会としてのルールを決めるに当たり視察は不要と考えるが、まとまるところで。」＜斉藤委員＞

※「検討に時間がかかってしまっているのが懸念だが、まとまるところで。」

＜中島委員＞

※「検討に時間がかかってはいるが、新しいことを導入するのであれば、視察を実施するのは大事だと思う。」＜松井委員＞

※「これから視察を実施するとなれば、反問権の導入は6月定例会どころか、9月定例会にも間に合わない可能性があるし、視察を実施しても実際に反問権が行使される場面を見ることはできない。反問権が行使された状況を視察先の議会事務局に聞くだけであれば視察を実施する意味はない気がする。」

＜吉岡委員＞

※「一問一答方式を導入したときは各会派で実際の映像を見たと思うが、それでは不十分か。」＜佐藤委員長＞

※「検討に時間がかかっていると言うがそれなりの理由があると思っている。視察を実施することで新しい発見がある場合もある。新しいことを導入するのであれば丁寧さが大事だと思う。」＜松井委員＞

※「視察とは実際に議会を傍聴することなのか、反問権が行使された状況を視察先の議会事務局に聞くことなのか。」＜平山委員＞

※「実際に議会を傍聴することは難しいと思うので、反問権が行使された状況を視察先の議会事務局に聞くことを想定している。」＜松井委員＞

※「例えば、議会事務局から直近で反問権を行使した議会の該当部分を教えてもらい、会派で確認するなどよいのではないか。」＜吉岡委員＞

※「議会事務局が作成した県内39市の調査結果の問6（反問権の行使があった場合の直近の事例について）に反問権が行使された議会が記載されているのでその部分を確認いただき、その上で視察を実施した方がよいということであれば改めて視察の実施について提案いただくことでよいか。」

＜佐藤委員長＞

※「まとまらないのであれば仕方ない。」＜松井委員＞

→ **視察の実施は、意見がまとまらないため、行わないことを決定**

※「次に、松井委員から提案者である斉藤委員はどういう内容を想定して提案したのか確認したいという意見があったため、説明をお願いしたい。」

＜佐藤委員長＞

※「前回、提案理由を述べさせていただいたが、現行のルールでは質疑・質問

内容にしか執行部が答えられず、議員の思い込みで議論のルールが決まり、執行部が違うと思っても軌道修正ができないので、執行部が議員の意向を確認するための反問権が必要だと考えている。執行部から依頼されたわけでもなく、議会として議論を深めてよりよい結論に導かれるよう、お互いの思い込みを無くし、正しい情報を基に市民の立場に立った議論ができるよう提案した。反問権についてはほとんどの議員には行使されないと考えているが、一問一答方式となる再質疑・質問以降、ヒアリングをしていない部分で反問権が行使されるのだと思う。一問一答方式は回数制限もなく、発言時間内であれば納得できるまで質疑・質問を行えるので意向確認は重要であると考えている。」＜斉藤委員＞

※「反問権について、斉藤委員が主に想定しているのは質問趣旨確認ということでしょうか。」＜矢部委員＞

※「執行部が反問権をどのように行使するか分からないが、質問の趣旨確認はもちろん、質問内容の根拠が正しいか、議員がどういう思いで質問しているのか確認できてよいと考えているので、逆質問も含めて考えている。」

＜斉藤委員＞

※「次に、吉岡委員から先ほど質問のあった内容について改めてお願いしたい。」＜佐藤委員長＞

※「1点目は例えば市長が逆質問したとき、その内容が反問なのか反論なのか、もしくは反問でないのかを議長や委員長が判断する基準みたいなものがないと、その時々で議長や委員長で判断ができるのかということ。2点目は今は質疑・質問の内容確認を発言時間に含めているのである程度制限がかかっているが、反問権を仮に、反問の行使により発生した時間を発言時間に含めない一問一答方式とした場合、発言時間外で何回もやり取りが発生する可能性があるため、反問回数の制限を検討事項としなくてよいのかということ。」

＜吉岡委員＞

※「2点目は検討事項の4 質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い）、5 反問形式で検討していただきたい。」＜佐藤委員長＞

※「1点目の議長、委員長の裁量の範囲について議会事務局に意見を伺いたい。」＜松井委員＞

※「そのときの話の流れも含めての判断になるかと思う。あらかじめ議長や委員長の裁量の範囲を明文化することはできないが、明文化されない中で議長や委員長がその場で判断することも難しいと思う。」＜武田事務局長＞

※「事務局長が隣にいても議長が判断するのは非常に大変だと思う。執行部の意図と議長の判断が違うこともあるかもしれない。そういった部分をよく検討した上で結論を出さないといけない。」＜松井委員＞

※「吉岡委員からあった2点の項目についても各会派で検討いただき、次会、御意見をいただきたいと思うがよいかな。」＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 反問権の導入については、議長や委員長の裁量の範囲及び反問権の行使により発生した時間を発言時間に含めないとした場合の反問回数の制限に関する事項も踏まえた上で、一度各会派に持ち帰って、次会改めて協議すること

を決定

※「反問権を行使する場合、執行部とのヒアリングはあるのか。」

＜矢部委員＞

※「反問権の行使が質問趣旨確認であれば、趣旨確認なので議員がその場で回答することは可能であり、逆質問であっても議員は想いを持って質疑・質問しているので基本的にはその場で回答することは可能であるとする。反問権が行使されるたびに議会が止まりヒアリングを行うのは流れるにはおかしいと考える。」＜武田事務局長＞

※「逆質問がどのような場面で行使されるのかイメージしにくい。」

＜平山委員＞

※「直近の例だと、市長が草加市長選挙立候補予定者だったときに送付した団体への回答書を出したが、市長はその回答書に見覚えがないというやり取りがあったかと思う。そういった場合に、市長が逆質問を行使すると、議員にその回答書はどこで入手したのかと逆に質問することができる。」

＜武田事務局長＞

2 次会日程について

6月定例会から反問権を導入する場合、6月定例会告示日5月29日（木）までに導入及び根拠規定を決定する議会運営委員会の開催が必要となる。次会日程についてご協議いただきたい。

※「次会日程について意見を伺いたい。」＜佐藤委員長＞

※「松井委員の言うとおりの程度丁寧に検討する必要があるのと日程的に告示日までに議会運営委員会を2回開催するのは難しいのではないかと。検討事項が多いため時間をいただきたいので、告示日前までに1回、6月定例会中に1回というイメージ。」＜吉岡委員＞

※「会派の意見をまとめるのに時間がかかるので告示日までに議会運営委員会を2回開催するのは難しい。丁寧に検討する必要があるため反問権の導入を6月定例会にこだわらないほうがよいと思う。」＜松井委員＞

※「吉岡委員、松井委員から告示日までに議会運営委員会を2回開催するのは日程的に難しい、丁寧に検討を進める必要があるという意見があったが、提案者である斉藤委員はどうか。」＜佐藤委員長＞

※「皆さんがよいなら、それでよい。」＜斉藤委員＞

※「通常であれば、次会は6月定例会開会日前日6月4日（水）となるため、そのときに検討事項に対する各会派での検討状況を報告いただき、検討状況を踏まえ6月定例会中に議会運営委員会を開催することでよい。」

＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 6月4日（水）に開催予定の6月定例会の運営について協議する議会運営委員会において、反問権の導入についての各会派での検討状況を報告することを決定

* ヒアリングの実施時間について

- ※「会派内で一般質問や議案質疑のヒアリングを職員の勤務時間内で実施するよう議会運営委員会で確認していただきたい旨の話があった。」＜矢部委員＞
- ※「補足だが、執行部から芝野団長に働き方改革もあるため、職員の勤務時間内でヒアリングをしてほしい旨の連絡があったとのこと。各会派の団長に話があったかは分からないが、執行部から議会事務局にそういった話が入っているか。」＜松井委員＞
- ※「そういった話は入っていない。」＜武田事務局長＞
- ※「各会派で職員の勤務時間内にヒアリングを行うよう確認する必要があるか。」
＜佐藤委員長＞
- ※「勤務時間内でヒアリングを行うのは当然のことだと思うが、執行部から勤務時間外にヒアリングを行いたいと希望されることもあるのでその辺をどう考えるのか。」＜斉藤委員＞
- ※「執行部の意向で職員の勤務時間外にヒアリングを行うのはよいと思う。無いと思うが、議員の意向で職員の勤務時間外にヒアリングを行わないことを改めて確認してはということ。」＜矢部委員＞
- ※「各会派で確認するとしても、議員の意向で職員の勤務時間外にヒアリングが行われたという具体的で正確な情報がほしい。当日までに間に合わないということで、ヒアリングをメールなどで行っている議員もいると思うが、そういったこともやめてほしいということなのか。いずれにしても執行部の意向などを正確に知りたい。」＜平山委員＞
- ※「議員の意向で職員の勤務時間外に時間を指定してヒアリングを行うことはめったにないと思っているし、議会事務局に執行部からの申し入れがないということであれば、この話については改めて会派内で確認させていただく。」
＜松井委員＞
- ※「この件は常識の話だと思うが執行部からヒアリングを休日に行ってほしいと話があり、日曜日にヒアリングを行った会派の議員もいる。執行部からの回答が遅いということも皆さん経験があると思うが、そうすると十分なヒアリングができないまま当日を迎えることがあると言わなければいけないと思う。また、今回、この件が議会運営委員会の中で出たということで公式な話として考えると、本来、議会事務局を通じて議長に話をすべきだが、執行部が一会派の団長に話したこと自体が問題ではないか。」＜森委員＞

午前 11 時 16 分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 議会運営委員会検討事項
- ・ 検討事項「議会改革について」反問権の導入について
- ・ 反問権について（県内 39 市調査）

議会運営委員会協議事項

令和7年5月14日（水）
午前10時 第3委員会室

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

4月21日の議会運営委員会で県内他市議会の状況について資料要求し、議会事務局から説明を受けることを決定した「反問権の導入について」ご協議いただきたい。（資料は別紙のとおり）

【令和7年4月21日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党 ・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
反問権の導入	結論は出ていない。	他市の状況を踏まえて検討した上で、できるだけ速やかに結論を出したい。	行うでよいが、具体的な部分はや検討。	6月定例会からでも導入したらよい。	質問の意図の確認であれば、やってもよい。

2 次会日程について

6月定例会から反問権を導入する場合、6月定例会告示日5月29日（木）までに導入及び根拠規定を決定する議会運営委員会の開催が必要となる。次会日程についてご協議いただきたい。

議会運営委員会検討事項

検討事項「議会改革について」反問権の導入について

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの					
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他					
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等					

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間を含む					
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他					
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】自席 ②その他					
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他					

● 反問権とは

本会議や委員会の質疑・質問において、論点・争点を明確にするため、**質問者に対し「反問」できる権利**を付与することをいう。

「反問」とは

- ・ 反問とは字のごとく「反」対に「問」うことをいう。【逆質問】
- ・ しかし、反問権を規定している議会によっては、反問権を「質問趣旨の確認」に限定している場合も多い。【質問趣旨確認】

〔参考〕 反問...質問をしてきた相手に、逆に問いただすこと。（デジタル大辞泉）

検討事項「議会改革について」 反問権の導入について

● 反問権に係る現状等

(1) これまでの経緯

執行部は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない（地方自治法第121条）とされていることから、一般的には反問（逆質問）する権利はないものと解釈されている。

平成18年に全国で最初に施行された栗山町（北海道）の議会基本条例において「議会が討論の広場であるためには、双方が質問できて当たり前」との考え方から、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問すること（反問権）を認めた。

その後、議会基本条例を制定する地方議会が増加する中で、反問権（逆質問）または質問趣旨確認権（限定した反問権）を認める市議会が増えている。

〔参考〕

栗山町議会基本条例（抜粋）

第5条の2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(2) 草加市議会の現状

草加市議会では、説明員として出席を求めている執行部に対して、反問権及び質問趣旨確認権は付与していない。

検討事項「議会改革について」 反問権の導入について

● 他市の状況 令和6年度市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）より抜粋

【21-6】執行部の反問権の規定状況

（令和5年12月31日現在）（単位：市の数）

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定（質問趣旨確認等） して条例や規則などで 規定している
5万人未満 300	132 (44.0%)	94 (31.3%)
5～10万人未満 235	103 (43.8%)	80 (34.0%)
10～20万人未満 148	55 (37.2%)	45 (30.4%)
20～30万人未満 48	13 (27.1%)	11 (22.9%)
30～40万人未満 30	9 (30.0%)	10 (33.3%)
40～50万人未満 19	6 (31.6%)	6 (31.6%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)	14 (70.0%)
全市 815	324 (39.8%)	261 (32.0%)

左表のうち

執行部の反問権を条例や規則などで規定している

（県内8市）

行田市、本庄市、東松山市、春日部市、北本市、富士見市、坂戸市、幸手市

（20～30万人未満の13市）

岩手県盛岡市、山形県山形市、福島県福島市、福井県福井市、東京都墨田区、茨城県つくば市、群馬県伊勢崎市、埼玉県春日部市、千葉県市原市、千葉県流山市、静岡県富士市、兵庫県宝塚市、佐賀県佐賀市

執行部の反問権を限定（質問趣旨確認等）して条例や規則などで規定している

（県内16市）

さいたま市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、和光市、久喜市、八潮市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市

（20～30万人未満の11市）

青森県青森市、秋田県秋田市、長野県松本市、東京都調布市、神奈川県厚木市、埼玉県上尾市、三重県津市、大阪府茨木市、兵庫県伊丹市、広島県呉市、山口県下関市

検討事項「議会改革について」 反問権の導入について

● 他市の状況 令和6年度市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）より抜粋

【21-8】執行部の反問権の行使状況

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：市の数）

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 300	47 (15.7%)
5～10万人未満 235	39 (16.6%)
10～20万人未満 148	30 (20.3%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)
30～40万人未満 30	3 (10.0%)
40～50万人未満 19	3 (15.8%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	6 (30.0%)
全市 815	136 (16.7%)

【21-9】執行部の反問権を行使した会議の種類

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 47	44 (93.6%)	10 (21.3%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
5～10万人未満 39	37 (94.9%)	9 (23.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 30	25 (83.3%)	13 (43.3%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 6	6 (100.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 3	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 6	3 (50.0%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)
全市 136	120 (88.2%)	43 (31.6%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	2 (1.5%)

各割合は、執行部の反問権を行使した136市の人口段階別の市数を基準としている。

検討事項「議会改革について」反問権の導入について

● 他市の状況 令和6年度市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）より抜粋

【21-10】執行部の反問権を行使した対象

（令和5年1月1日～令和5年12月31日、複数回答）（単位：市の数）

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	一般質問	その他
5万人未満 47	9 (19.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (91.5%)	2 (4.3%)
5～10万人未満 39	12 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	36 (92.3%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 30	15 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	23 (76.7%)	1 (3.3%)
20～30万人未満 6	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 3	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 3	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
指定都市 6	4 (66.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)
全市 136	46 (33.8%)	2 (1.5%)	3 (2.2%)	116 (85.3%)	7 (5.1%)

各割合は、執行部の反問権を行使した136市の人口段階別の市数を基準としている。

検討事項「議会改革について」 反問権の導入について

● 反問権の検討事項一覧

※項目1～3は対象とするものすべてを選択する。

1 反問権の範囲（反問の性質）

【逆質問】

- ① 質問の背景・根拠について問うもの
- ② 質問者の考え方について問うもの
- ③ 質問者へ代替案の提示について問うもの

【質問趣旨確認】

- ④ 質問の趣旨や内容の確認を行うもの

※ 反論は、相手と反対の意見を述べることなので、反問ではない。

2 反問権を付与（行使）する対象（会議）

- ① 議案質疑 ② 一般質問 ③ 代表質問
- ④ 議員・委員会提出の議案等 ⑤ 市長報告等
- ⑥ 委員会の質疑・質問 ⑦ その他（ ）

3 反問権を行使できる者

- ① 市長 ② 副市長 ③教育長 ④議員
- ⑤ 部課長等（病院事業管理者、会計管理者含む）
- ⑥ 代表監査委員、選挙管理委員会委員長 ⑦参考人等

検討事項「議会改革について」 反問権の導入について

● 反問権の検討事項一覧

※項目4～7は① or ②を選択する。

4 質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い）

- ① 質問時間に含まない
- ② 質問時間に含む

5 反問形式

- ① 一問一答方式
- ② その他（ ）

6 反問する場所

- ① 反問権の行使の許可を得た場所
具体例：議案質疑・一般質問の場合
【逆質問】 答弁1回目は答弁席
2回目以降は自席
【質問趣旨確認】 自席
- ② その他（ ）

7 反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式

- ① 議会運営に関する申し合わせ事項
- ② その他（ ）

検討事項「議会改革について」 反問権の導入について

● 反問の具体的な運用イメージ（例：一般質問で市長が【逆質問】した場合のシナリオ案）

議員（質問席）：「質問。」

議長：「〇〇市長。」

市長（答弁席）：「答弁。～答弁は以上でございます。」

再質問以降の場合は自席

ここで、**質問の背景（根拠）について**問うため、反問権の行使を許可願います。」

その他：議員の考え方について、代替案の提示について

議長：「ただいま反問権の行使を求められましたので、これを許可します。（事務局は時計を止める）
〇〇市長。」

市長（答弁席）：〔市長 答弁席で反問し、反問後は自席へ〕

再質問以降の場合は自席

議長：「●番、■議員、回答してください。」※ここで反問が議題外、または反問の範囲を超える場合は議長の裁量で反問を止めます。

議員（質問席）：〔■議員 質問席で回答〕

議長：「〇〇市長。」

（反問継続の場合）

市長（自席）：〔市長 自席で反問〕

（反問終了の場合）

市長（自席）：「これで反問を終了します。」

議長：「以上で、反問権の行使を終了します。（事務局は時計を再開する）
■議員。」



検討事項「議会改革について」 反問権の導入について

● 反問の具体的な運用イメージ（例：一般質問で市長が【質問趣旨確認】した場合のシナリオ案）

議員（質問席）：「質問。」

議長：「〇〇市長。」

市長（自席）：「ただいまの■■議員の質問について、質問の趣旨を確認するため、反問権の行使を許可願います。」

議長：「ただいま反問権の行使を求められましたので、これを許可します。（事務局は時計を止める）
〇〇市長。」

市長（自席）：〔市長 自席で反問〕

議長：「●番、■■議員、回答してください。」

議員（質問席）：〔■■議員 質問席で回答〕

議長：「〇〇市長。」

（反問継続の場合）

市長（自席）：〔市長 自席で反問〕

反問権行使中

（反問終了の場合）

市長（自席）：「これで反問を終了します。」

議長：「以上で、反問権の行使を終了します。（事務局は時計を再開する）
〇〇市長。」

反問権について（県内３９市調査）

令和７年５月１３日時点

	市名	問１		問２				問３		問４		問５		問６	問７		
		反問権の付与について		対象となる会議について				対象者の範囲について		反問権の根拠について		反問権行使の事例について		問５が有の場合は直近の事例について	反問の性質の許容範囲について		
		有	無	本会議のみ認めている	委員会のみ認めている	本会議及び委員会 で認めている	その他	市長のみ認めている	市長以外の者も 認めている	議会基本 条例（同 様の条例 も含む） で規定し ている	それ以外（他の 条例、会議規 則、申し合 わせ、要綱等）で 規定している	有	無		質問の趣 旨確認の み認めて いる	質問の趣 旨確認及 び逆質問 を認めて いる	その他
1	さいたま市		○														
2	川越市		○														
3	熊谷市		○														
4	川口市		○														
5	行田市	○		○				○			○ 一般質問等実施 要領	○		令和７年３月議 会		○	
6	秩父市	○				○			○ 答弁をする者	○		○		令和３年６月議 会	○		
7	所沢市	○				○			○ 議長から出席を 求められた市長 等	○		○		令和５年６月定 例会		○	
8	飯能市	○				○			○ 市長等執行機関 及びその職員	○		○		令和５年１２月議 会	○		
9	加須市	○				○			○ 『市長等』とし ており、具体的 に列挙していな い	○			○				○ 『質問又は質疑 を受けたとき、 その趣旨を明確 にするとともに 論議を深めるた め、当該議員に 対し、議論する ことができ る。』としてお り、明文化して いない。
10	本庄市	○		○					○ 本会議出席者	○		○		平成２６年第２回 定例会		○	

反問権について（県内39市調査）

令和7年5月13日時点

	市名	問1		問2				問3		問4		問5		問6	問7		
		反問権の付与について		対象となる会議について				対象者の範囲について		反問権の根拠について		反問権行使の事例について		問5が有の場合は直近の事例について	反問の性質の許容範囲について		
		有	無	本会議のみ認めている	委員会のみ認めている	本会議及び委員会 で認めている	その他	市長のみ認めている	市長以外の者も 認めている	議会基本 条例（同 様の条例 も含む） で規定し ている	それ以外（他の 条例、会議規 則、申し合 わせ、要綱等）で 規定している	有	無		質問の趣 旨確認の み認めて いる	質問の趣 旨確認及 び逆質問 を認めて いる	その他
11	東松山市	○				○			○ 執行機関の職員	○			○				○ 範囲の明記なし
12	春日部市	○				○			○ 市長、副市長、 病院事業管理 者、教育長、執 行機関の部長級 職員、及び常任 委員会における 説明職員	○			○			○	
13	狭山市		○														
14	羽生市		○														
15	鴻巣市	○				○			○ 説明員（副市 長、教育長、部 長、副部長等）		○ 鴻巣市議会会議 規則	○		令和6年6月議 会	○		
16	深谷市		○														
17	上尾市	○		○					○ 答弁者		○ 上尾市議会一般 質問実施要領		○		○		
18	越谷市		○														
19	蕨市	○				○			○	○			○		○		
20	戸田市	○				○			○ 市長等の職員 （本会議及び委 員会出席者）	○			○		○		
21	入間市		○														

反問権について（県内39市調査）

令和7年5月13日時点

	市名	問1		問2				問3		問4		問5		問6	問7		
		反問権の付与について		対象となる会議について				対象者の範囲について		反問権の根拠について		反問権行使の事例について		問5が有の場合は直近の事例について	反問の性質の許容範囲について		
		有	無	本会議のみ認めている	委員会のみ認めている	本会議及び委員会 で認めている	その他	市長のみ認めている	市長以外の者も認めている	議会基本条例（同様の条例も含む）で規定している	それ以外（他の条例、会議規則、申し合わせ、要綱等）で規定している	有	無		質問の趣旨確認のみ認めている	質問の趣旨確認及び逆質問を認めている	その他
22	朝霞市		○														
23	志木市		○														
24	和光市		○														
25	新座市		○														
26	桶川市		○														
27	久喜市	○				○			○ 原則、本会議は部長級以上、委員会は課長級以上		○ 久喜市会議規則、久喜市議会委員会条例	○		令和6年定例会 令和6年11月定例会議	○		
28	北本市	○				○			○ 市長・副市長・教育長・部長・課長	○		○		令和4年6月議会	○		
29	八潮市	○				○			○ 議員の質問に対して答弁をする者	○		○		平成21年第1回定例会（3月議会）	○		
30	富士見市	○				○			○ 市長等、説明員として報告された者を対象としている	○		○		平成29年12月6日 文教福祉常任委員会			○ 特に定めていない
31	三郷市		○														
32	蓮田市		○														

反問権について（県内39市調査）

令和7年5月13日時点

	市名	問1		問2				問3		問4		問5		問6	問7		
		反問権の付与について		対象となる会議について				対象者の範囲について		反問権の根拠について		反問権行使の事例について		問5が有の場合は直近の事例について	反問の性質の許容範囲について		
		有	無	本会議のみ認めている	委員会のみ認めている	本会議及び委員会 で認めている	その他	市長のみ認めている	市長以外の者も 認めている	議会基本 条例（同 様の条例 も含む） で規定し ている	それ以外（他の 条例、会議規 則、申し合 わせ、要綱等）で 規定している	有	無		質問の趣 旨確認の み認めて いる	質問の趣 旨確認及 び逆質問 を認めて いる	その他
33	坂戸市	○					○ 基本条例では本 会議及び委員会 で認めている、 会議規則では本 会議のみ認めて いるが、議会運営 委員会が決定さ れた議会運営に ついての申し合 わせ事項では本 会議で行う一般 質問のみと詳細 が決められている		○ 市長、教育長、 選挙管理委員会 委員長、公平委 員会委員長、農 業委員会会長、 監査委員、その 他法律に基づく 委員会の代表者 又は委員並びに その委任又は囑 託を受けた者		○ 坂戸市議会基本 条例、坂戸市議 会会議規則、議 会運営について の申し合わせ事 項	○		平成29年12月議 会			○ 答弁に必要な範 囲内で反問でき る
34	幸手市	○				○			○	○			○		○		
35	鶴ヶ島市	○				○			○ 会議に出席して いる原則課長級 職員まで	○			○			○	
36	日高市	○				○			○ 会議に出席して いる執行部の全 ての職員		○ 会議規則（質問 趣意の確認）		○		○		
37	吉川市		○														
38	ふじみ野市	○				○			○ 部長（相当職を 含む）及び課長 （相当職を含 む）		○ ふじみ野市議会 運営に関する細 則、ふじみ野市 議会基本条例第 20条（ホーム ページあり）	○		令和6年第4回 定例会	○		
39	白岡市		○														
計		21	18	3	0	17	1	1	20	14	7	12	9		12	5	4